

平成23年3月12日

社団法人日本ショッピングセンター協会
会長 木村 恵 司 殿

経済産業省大臣官房商務流通審議官
深 野 弘 行

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う店舗駐車場等の一時的変更について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、被害者の生活必需品確保や被災店舗の補修等の緊急の必要性が生じていると認識しております。それを踏まえ、本件のような不測の災害に対応するために駐車場等の使用を一時的に変更する場合は、大規模小売店舗立地法6条2項の但し書きにいう「経済産業省令で定める変更」(注1)にあたり、変更届を要しない旨を確認する通知を、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、別記法運用主体に対して行いましたのでお知らせします。

(注1) 軽微な変更

(別記)

1. 北海道知事、2. 青森県知事、3. 岩手県知事、4. 宮城県知事、
5. 秋田県知事、6. 山形県知事、7. 福島県知事、8. 茨城県知事、
9. 栃木県知事、10. 群馬県知事、11. 埼玉県知事、12. 千葉県知事、
13. 東京都知事、14. 神奈川県知事、15. 新潟県知事、16. 山梨県知事、
17. 長野県知事、18. 岐阜県知事、19. 静岡県知事、20. 愛知県知事、
21. 岐阜県知事、22. 三重県知事、23. 富山県知事、24. 石川県知事、25. 札幌市長、
26. 仙台市長、27. さいたま市長、28. 千葉市長、29. 横浜市長、30. 川崎市長、
31. 相模原市長、32. 静岡市長、33. 浜松市長、34. 名古屋市長